

過疎地域における県税の課税免除に関する条例及び地域経済牽引事業の促進のための
県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例及び地域経済牽引事業の促進のため
の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

（過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第一条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年九月奈良県条例
第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）を「過疎地域
の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に、「内において、
製造の事業」を「の区域又は法附則第五条に規定する特定市町村の区域（法附則第六
条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。
以下「特定市町村の区域」という。）のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に
記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計
画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等」に改め、「
（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料
として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売す
ることを目的とする事業をいう。）」を削り、「を新設し、又は増設した」を「の取
得等をした」に、「の自立促進」を「の持続的発展」に改める。

第二条第一項第一号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」
に、「うち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第三十三条第
一項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内
において」を「区域又は特定市町村の区域のうち法第八条第一項に規定する市町村計
画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町
村計画において振興すべき業種として定められた」に、「第十二条第一項」を「第十
二条第三項」に、「第二欄」を「中欄」に、「第四十五条第一項」を「第四十五条第
二項」に、「第三欄」を「下欄」に、「二千七百万円を超えるもの」を「次に掲げる
事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの」に、「を新設し、又は増設した

者（以下）を「の取得等（法第二十三条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等（アにおいて「資本金の額等」という。）が五千万円超である法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者（第三条及び第四条において「に改め、同号に次のように加える。」

ア 製造業又は旅館業（下宿営業を除く。） 五百万円（資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人が行うものにあつては千万円、資本金の額等が一億円超である法人が行うものにあつては二千万円）

イ 情報サービス業等又は農林水産物等販売業（法第二十三条に規定するものをいう。） 五百万円

第二条第一項第二号中「過疎地域内」を「過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内」に改める。

第五条第一項第三号中「新設し、若しくは増設した」を「取得等をした」に改める。（地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第二条 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例（平成二十一年七月奈良県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「起算して五年以内」を「令和五年三月三十一日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例第一条に規定する過疎地域（以下この項において「旧過疎地域」という。）内において、製造の事業、農林水産物等販売業（旧過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を令和三年三月三十一日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税免

除又は旧過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について行われた同日以前の課税免除については、なお従前の例による。

- 3 第一条の規定による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新過疎地域課税免除条例」という。）の規定は、新過疎地域課税免除条例第一条に規定する過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「法」という。）第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第二十三条に規定するものをいう。）若しくは旅館業の用に供する設備の取得等（同条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等が五千万円超である法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をいう。）を令和三年四月一日以後にした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税免除又は当該区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税に係る同日以後の課税免除について適用する。

- 4 令和三年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に事業税、不動産取得税又は固定資産税の申告期限が到来した者に係る課税免除の申請期限は、新過疎地域課税免除条例第五条及び第二条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例第四条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して一月を経過した日とする。